

市内事業者の皆さんへ

各種補助制度をご活用ください

市では、地域産業の発展のため、次のような補助制度を設けています。
補助対象経費や補助金額などの詳細は、市のホームページから確認してください。



詳しくは市の
ホームページから

対象	補助金名	概要	申請・問い合わせ先
新たな顧客や取引先を増やしたい	見本市等出展事業補助金	見本市の出展に関する経費の一部を補助します。	商工労働課 (☎ 4 4 - 9 1 5 3)
新たな人材を確保したい	インターンシップ推進事業補助金	インターンシップの実施に伴う経費や高校生・大学生等の交通費などを支援します。	
新しく事業を始めたい、まちに賑わいを創出したい	起業支援事業間接補助金 まちなか商業活性化補助金	新規創業者のチャレンジを応援するため、店舗開設、備品等の購入、販売促進に関する費用などの一部を補助します。 指定のエリア内での新規出店、店舗改装、病院などの建築、まちづくり活動を支援します。	
技術力や競争力の強化、生産性を向上させたい	産学官連携推進事業補助金	事業者などが、大学や公的研究機関と共同で取り組む事業の一部を補助します。	産業連係室 (☎ 5 4 - 2 3 2 4)
	生産性向上推進事業補助金	生産性向上に資するITツールを導入する事業に関する経費の一部を補助します。	

合理的配慮の提供が義務化されます

障害者差別解消法が改正され、4月1日から、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。
問い合わせ先 福祉課 (☎ 4 4 - 9 1 4 9)

障害者差別解消法とは

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月に施行されました。この法律は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

合理的配慮の提供とは

社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意志が表明された場合、負担になり過ぎない範囲で、個別の状況に応じて行われる配慮のことを言います。

不当な差別的扱いとは

障害を理由として、正当な理由なく、サービスなどの提供の拒否・制限をすることを言います。

改正後

	行政機関など	民間事業者
不当な差別的扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	法的義務	努力義務 ⇒法的義務

◎合理的配慮には対話が重要

合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障害のある人と事業者などが対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。
障害のある人からの申し出への対応が難しい場合でも、障害のある人と事業者などの双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて代替りの手段を見つけていくことができます。